

社会福祉施設における感染症予防対策

栃木県保健福祉部健康増進課

●施設利用者の定期的な健康管理を！

- ・体調の悪い人の状況を定期的に分析することにより、日常的な発生状況を把握しておく、集団感染を早期に発見することができます。
- ・入所者等の施設利用者の健康状態を常に観察・記録し、体調の悪い人がいないかを早期に把握するよう努めましょう。

●「1ケア1手洗い」の実施、徹底！

- ・感染症等を予防するためには、何よりも手洗い・うがいが大切です。入所者等をケアする場合は、1人ごとに手洗いや手指消毒（アルコールを含有した速乾性手指消毒剤等）を徹底しましょう。このとき、使い捨て手袋やマスクを着用することも有効です（うがいは、85℃以上の熱湯で1分以上の加熱か塩素系漂白剤が有効）。

通常の手洗いの例 施設利用者のケア前後には、

- ① 袖を肘より上にあげ、周囲に水がはねないように水量を調節する
- ② 流水で十分手をぬらす
- ③ 石けんで、しっかり泡立てて、爪、指のつけ根や手首まで30秒以上かけて洗う
- ④ 流水で十分洗い流す
- ⑤ 自分の専用タオルまたは、使い捨てタオルで水気を十分拭き取る
- ⑥ 蛇口は常に衛生的に保つよう工夫する（手を拭いたペーパータオルで閉める等）

●排泄物等は必ず衛生的な処理を！

- ・特に、感染症の発生時、排泄物や吐物など（多くの細菌が混入しています。とりわけノロウイルスによる感染症では、ウイルスが多量に含まれるため、注意が必要です。）を処理する場合は、必ず手袋、マスク、エプロンなどを着用し、処理者への感染防止と施設内への感染症まん延防止に留意しましょう。
- ・通常時のおむつ交換時においても、必ず「1ケア1手洗い」を徹底しましょう。
- ・汚染された場所やその周囲は、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液で清拭し、必ず消毒しましょう。
- ・処理後は、十分な手洗いと手指の消毒を行きましょう。

●日頃の職員の健康管理も大切！

- ・一般的に、施設の職員は、当該施設内に病原体を持ち込む可能性が非常に高いことを認識しましょう。
- ・また、入所者等施設利用者間の病原体の媒介者となる危険性も高いことから、常日頃からの職員の健康管理が重要です。定期的な健康診断は必ず受診しましょう。
- ・施設の職員は、体調不良の場合には早期に医療機関を受診するとともに、症状が改善するまで、なるべく就業をしないようにしましょう。

●感染症等患者の多数発生時の対応は早めに！

- ・同一症状を呈する患者が多数発生している場合、そうした患者が重篤となった場合などいつもと違う状況になった場合には、すぐに医療機関及び所管の広域健康福祉センター等に受診または連絡して対応を相談し、指示を仰ぎましょう。対策の遅れが感染を拡大させることがあります。

<感染性胃腸炎等感染症集団発生時の相談窓口・連絡先>

- 所管の広域健康福祉センター等に連絡をする場合、下記を参考にしてください。

※なお、感染性胃腸炎など感染症の集団発生が懸念される場合には、早めにご連絡ください。

| 広域健康福祉センター | | 電話番号 | ファクシミリ |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| 県西健康福祉センター | 健康対策課（感染症予防） | 0289-64-3125 | 0289-64-3919 |
| 県東健康福祉センター | 健康対策課（感染症予防） | 0285-82-3323 | 0285-83-7003 |
| 県南健康福祉センター | 健康対策課（感染症予防） | 0285-22-1219 | 0285-22-8403 |
| 県北健康福祉センター | 健康対策課（感染症予防） | 0287-22-2679 | 0287-23-6980 |
| 安足健康福祉センター | 健康対策課（感染症予防） | 0284-41-5895 | 0284-44-1088 |
| 宇都宮市保健所 | 保健予防課 | 028-626-1114 | 028-626-1133 |